

2018年度司法試験問題解説

2018年7月3日

松岡 久和

I 短答式問題の傾向について

- ・親族・相続の問題が比較的多い印象
- ・基本書で事案が紹介されている重要判例の知識を聞く選択肢および細かく正確な条文知識が問われている選択肢が多い。
 - ※不適切と思われる細かい問題もある（例：9問目ウ、13問目ア、24問目ウ）
- ・組み合わせ問の仕組み⇒3つの選択肢の正誤に確信があれば正解に辿り着ける。
- ・基本判例と条文をよく読むこと。覚えるより、なぜそういう判例や条文になるのかの理解がある方が応用が利く。
- ・練習には1問ずつの正誤問より、過去の組み合わせ問の方がよい。

II 論文式問題について

1 全体の印象

- ・問題は、債権総論、物権（担保物権を含む）および相続の基本的な問題の並列
⇒問われているのは基礎的能力（理解の正確性、構成力、表現力）
- ・点数は高めと予想
⇒条文と事実の対応関係、論理的展開重視で、採点は細かく厳しくなるかも

2 第1問

- ・種類債務の特定、弁済の提供、受領遅滞、帰責事由の有無と連動する危険移転の有無
- ・受領遅滞後の不能についてAに帰責事由があるか否かの判断が少し難しい重要点
⇒通常より厳重な施錠の懈怠が、軽減された「自己の物と同一の注意」義務違反としてどう評価されるかを問うているが、判断は分かれようから、しっかり理由づけをする姿勢が見られている。
- ・高い配点から、受領遅滞後に弁済期の変更の合意も論じることが期待される。

3 第2問

(1)

- ・問題：所有権留保において債務不履行前の段階で、誰が所有者なのか。
次のようなゆるやかな論理的関連があるが論理必然ではない
 - (a) 所有権的構成⇒留保売主が所有者
 - (b) 担保権的構成⇒買主が所有者

- ・自動車の購入代金を立替払した者が、立替金債務の担保のために動産の所有権を留保した場合において、契約上、期限の利益喪失による弁済期到来後には買主から動産の引渡しを受け、これを売却して残債務の弁済に充てることができることとされていたときは、留保所有権者は、弁済期到来後には、第三者の不動産上に存在してその所有権行使を妨害している動産につき、撤去義務を負う（最判平21年3月10日民集63巻3号385頁）を中途半端に使わないこと。

(2)

- ・問題：登録名義人の補充的責任の有無と根拠
- ・他人所有の土地上の建物を取得し、自らの意思で登記を経由した者が、土地所有者から建物収去・土地明渡しを求められた場合、たとえ他に建物を譲渡していたとしても、引き続き登記を有する限り、建物収去・土地明渡しの義務を免れることはできない（最判平6年2月8日民集48巻2号373頁）を理解しているかどうかが鍵。
- ・ヒントの道路運送車両法5条1項が177条に類似する規定で、しかも「所有権の得喪」と「喪」が入っているので、それを生かしたい。
- ・上記判決の事案と本件事案との違いについて突っ込んで検討することまでは、必ずしも求められておらず、考察の深さに応じた加点がされるのではないかと。

4 第3問

- ・問題：定期預金を「相続させる」旨の遺言の解釈と条文の正確な適用
- ・前提として対象としての遺産は何かおよび誰が相続人かを確認しておくほうがよい。
- ・FGに対して相続分の指定（2対1）を伴う遺産分割方法の指定
- ・廃除されて相続人でなくなったHには特定遺贈
- ・本件では遺留分侵害がないので遺産分割と遺贈は遺言通り確定
- ・特定遺贈分を除いた積極財産は指定相続分にしながら分割
- ・消極財産も可分債務であれば当然分割（大決昭5年12月4日民集9巻1118頁、最判昭34年6月19日民集13巻6号757頁）
⇒300万円の借入金債務は、対内的にはFが200万円、Gが100万円に分割
- ・FはGの100万円の債務を頼まれないのに（場合によっては過って）弁済
⇒錯誤弁済か、第三者弁済の要件をみたすか、みたす場合には事務管理に基づく費用償還請求権、次いで不当利得返還請求権
- ※錯誤弁済・第三者弁済の詳細な検討まで要求されているようには思われないが……

補足 もしCがHの廃除を遺言で取り消していたらどうなるか。

- Hに 200 万円の定期預金を相続させることも相続分指定を伴う遺産分割方法の指定と解され、Bに対する債務も、指定相続分に応じて $(300 \text{ 万円} \times 200 \text{ 万円} / 2000 \text{ 万円})$ 、30 万円を負担する。
- Hは、その遺留分 $(2000 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円}) \times 1/3 \times 1/2 = 283 \text{ 万円余}$ を害されているため、遺留分減殺請求ができる。その遺留分侵害額は、①個別的遺留分額から、②当該遺留分減殺請求権者が相続によって得た積極財産の額を控除し、③同人が負担すべき相続債務の額を加算して算定するべきものとされている(最判平8年11月26日民集50巻10号2747頁)。③に際して加算されるのは法定相続分に応じた債務額ではなく、指定相続分に応じた債務額である(最判平21年3月24日民集63巻3号427頁・百III〔第2版〕178頁〔白須真理子〕)。具体的には、①283万円余－②200万円＋③30万円＝113万円余につきFに対して減殺請求できる。Bに対する債務を全部弁済していたFは、30万円の費用償還請求権または不当利得返還請求権による相殺を主張し、結局Hに83万円余を支払うべきことになる。
- 上記2判例は短答問題としても出題されそうなので注意しておくこと(指摘をいただいた松本先生に感謝)。とくに、平成21年判例が、金銭債務は、相続債権者との対外関係では法定相続分に応じた分割債務になる(相続人は指定相続分に応じた債務負担を主張できない)が、対内的には特段の事情がなければ指定相続分に応じた分割債務となるとしていることに注意してほしい。